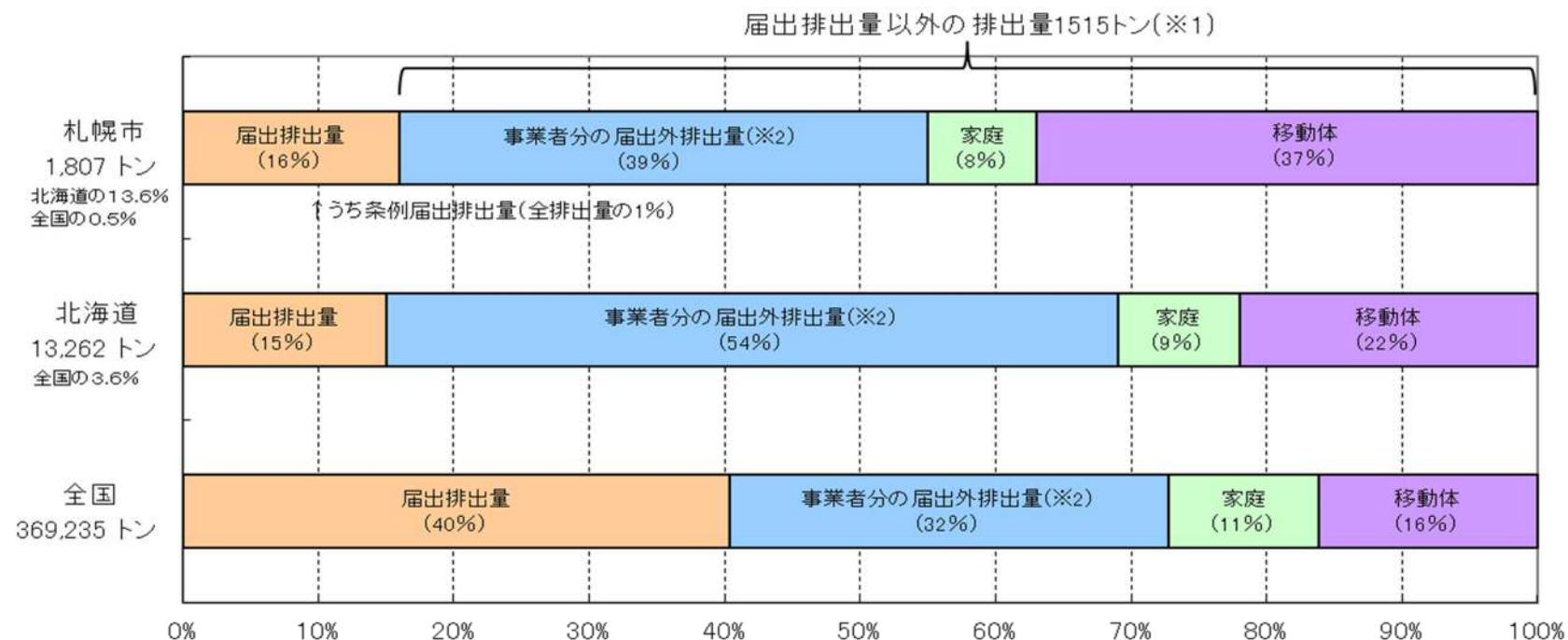


## ◇全国・北海道との比較(H30年度分)

届出のある排出量や移動量の他に、届け出が義務付けられていない事業所(法対象外の事業所)、家庭や自動車などの乗り物からも、化学物質は排出されます。札幌市の届出排出量以外の排出量は約 1515 トンと推計されます。

※札幌市域分の推計値は、国の手法に準じて札幌市が独自に推計したものです。全国や都道府県レベルでの推計に比べて、推計の対象範囲が比較的狭いことや、利用できる統計データの種類が限られることなどから、推計制度に限界があります。



※1 届出排出量以外の排出量…全国と北海道の分は国が推計し、札幌市の分は札幌市が独自に推計

※2 事業者分の届出外排出量…「法の届出対象業種であるが、届出義務のある規模に満たない事業所からの排出量」と「届出対象業種でない事業所(農業、建設業等)からの排出量」の合計

※3 割合(%)は四捨五入しているため、それぞれの割合を合計したときに100%にならない場合がある